

**令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(政策要望部分)**

**令和3年6月10日
全 国 知 事 会**

から、その運営に関しては、十分な財政支援措置を講じること。

- ・地域の企業等と連携して実践的な職業教育に取り組んでいる専門学校は、地域人材の育成に貢献しているところであり、当該専門学校が安定的な教育活動を行えるよう、職業実践専門課程を有する専門学校に対する助成を実施している地方公共団体を支援するため、特別交付税などの地方財政措置を創設するなど、十分な財政支援措置を講ずること。
- ・令和2年度に創設された高等教育の修学支援新制度においては、都道府県が私立専門学校の機関要件の確認等の事務を行うこととされており、令和2年度は、事務費は全額国庫補助金が措置されていた。令和3年度以降も毎年確認等の事務が求められており相当の負担となることから、地方交付税による財政措置においても都道府県の事務負担の実態を踏まえた適切な措置を行うこと。
- ・独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務は、申込関係書類の配布や説明、管理等が必要であるが、その事務を主に高等学校の教員が担っており負担となっている。奨学金は生徒が直接機構から給付・貸与されるものである。学校における働き方改革をより一層推進するため、学校の関与をできる限り減らし、保護者・生徒と機構が直接事務手続できる体制を構築すること。

(6) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修などについて公共施設等適正管理推進事業の延長を含めた地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の設置基準を策定する場合は、基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を行うこと。

さらに、空調設備の整備について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。

(7) Society5.0時代にふさわしい学校の実現に向け、地方公共団体や学校法人に対し、GIGAスクール構想で整備された端末等を維持更新する財源を国で確保すること。家庭学習や新型コロナウイルス感染症対策に伴うオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

また、高等学校等においても1人1台端末環境で学んだ中学生が進学した後も、